

ふるさと納税の指定基準見直し 適用開始に対するコメント

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地域への寄附が地域活性化につながることで制度の趣旨であり、自らの意思で納税先や使い道を選ぶことができる画期的な制度である。

昨年度は、寄附総額が1兆円を突破し、利用者が住民税納付者の約6人に一人にあたる1千万人に達するなど、制度はますます広がりを見せ、災害等で被災した自治体への応援手段としても利用されているところである。

そうした中、今年6月に総務省告示が改正され、ポイント等を付与するサイトを通じた寄附募集の禁止や宿泊をはじめ地場産品基準の改正を含めたふるさと納税の指定基準の見直しが、一部を除いて、本日から適用された。ふるさとやお世話になった地域を応援するという制度の趣旨や、ふるさと納税が税制を活用した公的な仕組みであることを踏まえると、今回の見直しは妥当であると考えている。

自治体においては、今回の見直しを契機に、できる限り多くの寄附金が地域の行政サービスや地場産品の提供に活用されるよう、募集経費の更なる効率化等に努めていく必要がある。

また、制度の普及にポータルサイトや中間事業者などの民間事業者が果たしてきた役割は大きいと認識するが、民間事業者においても、制度の趣旨等を踏まえ、自治体における募集経費の更なる効率化に向けた取組み等に対し、手数料低減を含めた積極的な協力を強く希望する。

国においては、引き続き適正かつ円滑な制度運用に向け、現場に混乱が生じないように、関係者に対し丁寧な説明等を行っていただきたい。

今後とも、地方の提案から始まったこの制度が永続し、寄附金の活用を通じて真の地方創生に結びつくよう、国、地方自治体、民間事業者が協力し、ふるさと納税のさらなる健全な発展を目指すことが重要である。

令和6年10月1日

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 共同代表

北海道上士幌町長 竹中 貢

岩手県知事 達増拓也

茨城県境町長 橋本正裕

福井県知事 杉本達治

滋賀県近江八幡市長 小西 理

長崎県平戸市長 黒田成彦